

帯広市パートナーシップ制度

性的指向や性自認に伴う差別や偏見から、生きづらさを抱えている方々がいます。

日常生活の困難や生きづらさの軽減をはかり、性のあり方に関わらず、誰もが個人として尊重され、住んでいて良かったと思える地域社会の実現を目指します。

帯広市パートナーシップ制度とは？

本制度は、婚姻関係にはないものの、継続的に共同生活を行う同性カップルなどの二人の関係を帯広市が受け止め、公的に認める仕組みです。帯広市の制度であるため法的な効力はありませんが、当事者の方々の安心感につながることや、パートナーが「家族（配偶者）」として受けられるサービスが広がることを目指しています。

【登録証・証明書の提示により受けられる市のサービス例】

- ・ 就学援助の手続きを、パートナーが行うことができます。
- ・ 税証明の申請を、パートナーが委任状なしに行うことができます。

（住民票上同一世帯である場合）



子に関する届け出

申請者の一方又は双方と生計を一にする未成年の子がいる場合、希望に応じて、登録証・証明書に子の氏名を記載できます。（記載できる範囲は、実子・養子・里子）また、子が満 15 歳に達している場合は、お子さん本人が、登録証・証明書に記載された子の氏名の削除を申し立てることができます。

登録証・証明書

制度を利用するお二人が、両者の関係を説明し、理解を得るため、登録証・証明書を提示することがあります。（登録証・証明書の 2 種類があります。）パートナーの方について、登録証・証明書を提示された場合は、面談・参観日など、可能な範囲で保護者と同様のご対応をお願いします。なお、登録証・証明書を提示したお二人の関係について、本人の同意なく、他に伝えることのないようご注意ください。

▼パートナーシップ登録カード（イメージ）

【表面】

登録番号 第 号

パートナーシップ登録カード

氏名 氏名
生年月日 生年月日

上記両名は、帯広市パートナーシップ制度の登録者であることを証明します。

年 月 日

帯広市長

【裏面】 このカードを提示された皆様へ

このカードは、互いを人生のパートナーとすることを帯広市に登録した方々に交付しているものです。
皆様には、サービスの提供等にご協力をいただくとともに、お二人の関係について、ご本人の同意なく、他に伝えることのないようご注意ください。

戸籍上の氏名

氏名 氏名
生年月日 生年月日

子の氏名

氏名 氏名 氏名
生年月日 生年月日 生年月日

※登録証に有効期限はありません。登録抹消時には、市が回収致します。また、登録抹消されたにも関わらず回収に応じない場合、市ホームページへ登録番号を公開しますのでご確認ください。

おねがい事項

- 個人情報保護のため、帯広市から各学校に利用者についての情報提供は行いませんので、登録証・証明書の提示がなければ、誰が利用者なのかは判別できません。各学校におかれては、帯広市が作成した「多様な性に関する職員ガイドライン」を参考に、当事者の方々が周囲にいることを念頭に置いた対応をお願いします。
- パートナーシップ制度は、国や北海道が定めたルール等を変更するものではありませんので、ご注意ください。
- 指導要録の「保護者」欄には、従来通り親権者（又は未成年後見人）を記入してください。
- 就学援助については、令和4年12月1日から、親権者のほか、パートナーも申し込みできる取り扱いとしますので、参考までにご承知おきください。



参 考

★子どもたちの困りごとの例

- ・性的指向や性自認に基づく差別やいじめ
- ・学校の更衣室やトイレが使いづらい
- ・制服が戸籍上の性別で分けられることに対する苦痛
- ・学校で自分の性的指向や性自認について誰にも話すことができない
- ・学校の職員に性的指向や性自認に関する知識や意識がなく、適切な支援が受けられない



【出典】性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

★相談やカミングアウトを受けたら

児童生徒は先生を信頼して話してくれています。話を聴く際には、安易に理解したと思わず、**児童生徒の話をじっくり聴くことが重要です。**何に困っているのか、どう対応してほしいか、真摯にその児童生徒の話を聴いてください。

困りごとや対応してほしいことは一人ひとり異なるので、児童生徒の思いを尊重しましょう。相談やカミングアウトを受けた人が、すべてを解決しなければならないわけではありません。

なお、相談された内容を本人の同意がないまま他の人に伝えること（アウティング）のないようご注意ください。**第三者に情報を伝えなければならない場合は、「伝えてよい人は誰なのか」「どの程度まで話してよいか」を必ずご本人に確認してください。**



問い合わせ先：帯広市 市民福祉部 地域福祉室 市民活動課 男女共同参画係

住所：帯広市西5条南7丁目1番地 電話：0155-65-4134

Eメール：danjyo@city.obihiro.hokkaido.jp